

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

February, 2010

# なごみ便り

www.101dog.co.jp

2010年も早くも一ヶ月が過ぎて2月となりました。2月と言えば忘れずに3日には節分の豆まきをし、恵方巻きにかぶりつきましたでしょうか？節分は忘れてしまった方も忘れてはいけないのが16日から受け付けが始まる**確定申告**です。申告義務者は忘れると様々な不利益をこうむることがありますのでここでチェックをして当てはまる方は**3月15日**までに忘れず申告しましょう。



## 確定申告該当者チェックリスト

給与が2000万円以上または2ヵ所以上から得ている	株式投資(FXも含む)などを行っている
給与と所得者で給与以外の所得が20万円を超える	平成21年中にローンで住宅を購入し居住を開始した
収益不動産を持っており賃料収入がある(所得20万円超)	平成21年中に災害や盗難、横領などで損害を受けた
個人で事業を行っており売上がある(所得20万円超)	平成21年中に赤十字などに寄附をした
平成21年中に不動産等の譲渡があった(所得20万円超)	平成21年中に多額に医療費を支払った

上記にチェックが1つでも入られた方は確定申告をする義務があるか、または申告をすることによって納めている所得税が還付されることがあります。チェックのついた方は下記の該当番号で手続きの意味と方法をご確認ください。

## それぞれの申告の意味と必要書類



これらの方は**年末調整ができない**ため、代わりに申告をする義務があります。

【必要書類】源泉徴収票、生命保険料・地震保険料等控除証明書ほか

給与所得以外とは事業所得・不動産所得・雑所得・一時所得などです。**20万円超になると総合課税の対象となります**ので申告が義務付けられています。

【必要書類】源泉徴収票、支払調書、収入および経費の分かるもの(例：賃貸契約書、請求書、領収書)

所得(収入-経費)が20万円以下ならば申告の義務はありません。しかし、**赤字であれば給与と所得などと損益通算できて**給与の分の源泉所得税が還付されます。また**青色申告の適用を継続**して受けるためにも毎年の申告をお勧めします。

【必要書類】収入および経費の分かるもの(例：賃貸契約書、請求書、領収書)

譲渡の経費となるのは「**売った不動産を買った時の費用+売る時の費用**」です。建物の場合は、買った値段そのままではなく減価償却費の計算が必要になりますので注意してください。相続などで譲り受けて**買値が不明の場合は売値の5%を買値とみなす**規定がありますのでその計算のう

えで20万円基準を判断しましょう。


【必要書類】売買契約書、売却資産の購入時の売買契約書、仲介手数料等の領収証、売却収入の領収証  
特定口座で『源泉徴収なし』の方は申告をする義務があります。また、今年損失が発生している  
方や今年取引がなくても損失の繰越がある方も申告をしなければ損失放棄とみなされますので注  
意が必要です。

【必要書類】年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには1年目に確定申告をする必要があります。2年目  
以降は税務署からの証明書を提出すれば年末調整で控除が受けられます。

【必要書類】住宅借入金等特別控除の計算明細書、請負契約書又は売買契約書、登記簿謄本、住民票、借入  
金の年末残高証明書、建築確認証（リフォーム）

納税者もしくは生計を一にする方が所有する生活に必要な資産に損失を被った際は雑損控除、ま  
たは「災害減税法」に定められた所得税の軽減が受けられます。

<ul style="list-style-type: none"><li>盗難・横領・火災の爆発など人為的なもの</li><li>自然現象の異変(震災・風水害など)</li><li>生物による異常なもの(白蟻など)</li></ul> 	<b>×</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>詐欺や強迫による損失</li><li>保証債務の履行による損失</li><li>生活資産以外の損失</li></ul>
--	----------	---

【必要書類】損失額の明細書、被災証明書、盗難証明書、災害関連支出の領収書

赤十字や国・地方公共団体など特定の団体に年間5千円以上の寄附をした場合に寄付金控除が受  
けられます。受けられる控除額は次のA Bのいずれか低い金額です。

A：支出した特定寄附金額 - 5千円      B：総所得金額の40% - 5千円

【必要書類】寄附金の領収書、証明書

納税者および生計を一にする者が支払った医療費が10万円以上もしくは合計所得の5%を超える場  
合は所得控除の対象となります。ちなみに、最近流行りの歯のインプラント治療は控除の対象とな  
りますが、歯列矯正など歯に限らず自己の容貌をきれいにするための治療については医療費控除の対象  
とはなりません。

【必要書類】源泉徴収票、医療費の領収書、レシートなど



国税庁の発表によれば近年は毎年約2300万件以上の確定申告書が提出されているようです。  
およそ5人に1人と意外と身近な確定申告。ご家族の中に該当する方がいるかもしれませんのでこ  
のチェックリストを是非ご活用ください！（詳しくは国税庁HPでご確認を） 文章担当：高松、室橋

## ～戦略MG(マネジメントゲーム)研修のご案内～

参加者全員が社長に就任し、自分の会社の経営を進め、每期終了後に決算を行い財務諸表(B/S、  
P/L)を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら管理会計が学べ、  
経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。余談ですが、Sバ  
ンのS社長はSバンを立ち上げる前に博多でこのマネジメントゲームを受講されております。ご興味  
のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。